

平成 29 年 第 4 回浜松市議会定例会  
一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 平間良明

質問	答弁
<p><b>1 手話コミュニケーションについて</b> 議員手話学習会の参加をきっかけに手話の認識が変化した。ろう者と懇談し、生活上のコミュニケーションにおいて沢山の困りごとを聞いた。手話言語の推進に関する条例の理解促進及び手話の普及には、全庁的な取り組みが求められる。そこで、以下の点について伺う。</p> <p>(1) 浜松市手話言語の推進に関する条例について 条例施行から約1年半が経過した。本市は計画を策定し、具体的な取り組みを推進している。取り組み状況及び成果・課題と今後の対応について伺う。また、条例の認知度について、本市が今年3月に実施したアンケート調査報告書によると、約9割が知らないと回答しているが、条例の認知度向上施策について伺う。</p> <p>(2) 受付、窓口などでの対応について ろう者とのコミュニケーション促進のため、受付、窓口で筆談ボードの設置や、手話マーク・筆談マークの掲示など、ろう者が気軽にサービスを利用できる環境整備が必要である。練馬区では福祉部門の窓口でタブレットを設置し、音声認識機能で文字変換対応を始めた事例もあるが、本市の対応について伺う。</p> <p>(3) 高齢者の介護予防施策と手話の融合施策について 高齢者比率が高まる中、高齢者に手話を広めることで認知度が高まると考える。高齢者の介護予防施策として、ロコモーショントレーニング事業を推進しているが、これまでも介護や認知症予防施策に歌や楽器を取り入れた音楽の都らしい介護や認知症予防施策の取り組みを提案してきた中、音楽と手話の融合による</p>	<p><b>1 (1) (2) (3) 内藤健康福祉部長</b> 条例施行後、市民を対象とした「初心者向け手話講座」を実施することにより、手話通訳者養成講座の受講者が平成27年度の8名から28年度には15名に増えるなど、将来手話通訳者を目指す人も増え、手話への理解が広がりつつあると認識している。一方で、質問にもあるように条例の認知度が低く、当事者団体からも、ろう者が働きやすい環境整備がされていないとの意見をいただくなど、条例に定める市民や事業者の役割が認知されていないことが課題となっている。こうしたことから、学童期から手話を身近に感じてもらえるような啓発活動を引き続き実施するとともに、ハローワークとの共催による障害者雇用支援セミナー等で、新たに事業者に希望を募り手話講座を開催するなど、条例の認知度の向上に取り組んでいく。</p> <p>2点目、本市においては、各区役所社会福祉課に手話通訳者や、遠隔手話通訳サービスができるタブレット端末を配置するとともに、聴覚に障害のある方が手話や筆談など、コミュニケーション手段の意思表示に対応できるよう、内閣府において障害者に関するマークとして周知をしている「耳マーク」を受付窓口で活用している。今後は、「耳マーク」の継続的な使用や、新たに筆談ボードの設置や「手話マーク」「筆談マーク」を使用するとともに、条例の周知にあわせ事業所等への普及も行っていく。</p> <p>また、音声認識機能の活用については、すべてを文字として表示するのではなく、要点をまとめて筆談する方が良い場合もあることから、障がい者団体の意見を伺いながら検討していく。</p> <p>3点目、音楽を聴いたり歌を歌ったり、また手や指を動かすことは、脳が刺激を受け活性化するため、認知症予防や介護予防につながるといわれている。本市の音楽や歌を活用した認知症や介護予防の取り組みでは、現在、設置を推進している認知症カフェにおいて、演奏に合わせて歌うことをメニューに取り入れ、ロコモーショントレーニングでは、歌を歌いながら片足立ちやスクワットをすることで、運動効果を高め、時間を気にせず楽しく取り組む方法を紹介している。ご提案の介護予防と手話の融合施策については、手話サークル団体等に協力いただき、デイサービスや元気はつらつ教室において、歌に合わせて手話で歌詞を表現する取り組みを促していく。また、手話への理解がより一層深まるよう手話言語の推進に関するリーフレット等を配布していく。</p>

質問	答弁
<p>介護予防施策は効果があると思うがどうか伺う。</p> <p>(4) 学校教育における取り組みについて 小学生の長女が歌を手話で披露する姿を見て、音楽と手話の融合は親和性があり、低学年から手話を学ぶことで覚えも早く、忘れにくい。他人を思いやる心の醸成にもつながる。「神戸市みんなの手話言語条例」では「学校における理解の促進」の条項を設けている。そこで、手話について、学校教育における取り組みを伺う。</p> <p>(5) 情報・コミュニケーション条例の制定について 各自治体において国への「情報・コミュニケーション法」の制定を求めた意見書の提出や、条例制定が進んでいる。全ての人々が障害の有無にかかわらず容易な情報アクセスとコミュニケーションが保障される環境整備と、全ての人々が思いやるの心を持って人に接する、心のユニバーサルデザインの推進が重要であり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の周知も含め、さらにその意識を高める必要がある。近年の訪日外国人の急増や、2020年の東京パラリンピック開催に伴うブラジルパラリンピック委員会との事前キャンプ覚書の締結、障害者の社会参加の促進、多様性の浸透など、急速に変化する社会情勢を受けて、市民一丸となって環境整備を進める必要がある。</p> <p>そこで以下、2点について伺う。</p> <p>ア 平成14年に全国初のユニバーサルデザイン条例を制定し、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んでいる本市の考え方を伺う。</p> <p>イ (仮称) 浜松市情報・コミュニケーション条例制定について伺う。</p> <p><b>2 いじめ対策について</b> 全国の昨年度のいじめの認知件数は過去最多の 32 万件と報道され、本市においても認知件数が増加している。文部科学省</p>	<p><b>1 (4)花井教育長</b> 4 点目、本市では、主として小学校 4 年生の総合的な学習の時間において、だれにでも優しいまちづくりや心のユニバーサルデザインの視点から福祉学習を進めている。その中で、多数の学校において、手話を学ぶ体験学習に取り組み、「浜松市障がい者計画」にある手話体験講座も利用している。そこで学んだことを生かして、浜松市音楽科研究発表会で手話を交えた合唱を披露する学校もある。また、上島小学校では、40 年以上にわたり県立浜松聴覚特別支援学校の児童との交流活動を行い、他者を思いやる心や優しく接する態度を育てている。今後も、このような取り組みを通して、児童生徒の手話への理解を促すよう努めていく。</p> <p><b>1 (5)山下市民部長</b> 5 点目、本市は「思いやりの心が結ぶ優しいまち」を基本理念に、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めており、誰もが容易に情報へのアクセスやコミュニケーションを図ることができる環境づくりは、安心、安全な生活において重要であるとする。情報へのアクセスとコミュニケーションが保障される環境整備については、既に浜松市ユニバーサルデザイン条例において、取り組むことが定義されている。U・優プランⅡにおいても、イベントなどの多様な参加者が集まる場所での手話、要約筆記等への配慮や、わかりやすい案内サインの使用等が、盛り込まれている。しかし、ブラジルパラリンピック選手団の事前キャンプ受入を控えていることから、情報へのアクセスとコミュニケーションが保障される環境については、さらなる整備が必要と考える。今後は、全ての人に容易な情報アクセス等が保障される環境整備を支援するとともに、必要とあれば関係部局と調整し、ユニバーサルデザイン条例や手話言語の推進に関する条例の改正または、情報・コミュニケーション条例の制定を検討していく。</p> <p><b>2 (1)金原こども家庭部長</b> 1 点目、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、県は昨年 12 月に条例を公布した。本市では、いじめ防止等の対策を総合的</p>

質問	答弁
<p>がいじめの定義を見直したことや、積極的な把握を各自治体に求めたことが増加の一因としているが、いじめを苦に自殺する最悪の事態を絶対に出さない強い心構えで、施策に取り組む必要があると考える。そこで、以下の3点について伺う。</p> <p>(1) 静岡県子どもいじめ防止条例の対応について</p> <p>「静岡県子どもいじめ防止条例」の基本理念には、「いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。」とあり、地域で児童生徒を見守る環境づくりが求められているが、この条例への対応についての本市の取り組みを伺う。</p> <p>(2) いじめ相談アプリの導入について</p> <p>千葉県柏市が導入したいじめ相談アプリ「ストップイット」がいじめの早期認知に繋がっている。このアプリは学校名と学年のみが伝わる仕組みから相談がふえたと考える。長野県ではLINEを活用した相談を試行的に実施し、電話の25倍の相談があった。この様に、日頃使用するツールを使いたいじめ相談システムを本市にも手段の一つとして導入することで、いじめの早期認知及び早期対応につながると思うがどうか伺う。</p> <p>(3) 教職員の不適切な指導について</p> <p>児童生徒間のいじめ防止対策を推進する中、教職員の不適切な指導が報道され、教職員の厳しい指導が原因と公表され、指導死という言葉も聞かれるようになった。また、近隣の豊橋市では教職員が小学2年生の児童の頭を黒板にたたきつける体罰も報道された。教職員の不適切な指導について本市の対応を伺う。</p>	<p>かつ効果的に推進するために「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」を平成26年3月に定めている。この方針に基づき、市は、いじめ防止等に取り組む機関及び諸団体の連携を図るため、浜松市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、学校や地域等におけるいじめの未然防止・早期発見・早期対応などの取り組みについての情報交換や情報共有を行っている。また方針では、地域の子どもの触れ合いや学校、関係機関との適切な連携を地域の役割と定め、青少年健全育成会や地域パトロール等が家庭・学校と組織的に連携・協働していじめの防止に取り組んでいる。今後も、いじめ問題対策連絡協議会において、地域の取り組みを情報提供するなど、各機関、諸団体の連携を深め、児童生徒を見守る環境づくりを引き続き推進していく。</p> <p><b>2 (2) (3)花井教育長</b></p> <p>2点目、本市では、「いじめ子どもホットライン」を設け、24時間、いじめ相談を受け付けているが、ご指摘のとおり児童生徒にとっては、音声通話よりもSNSを利用した方が相談しやすい点はあるかと思う。お話の相談アプリを導入するためには、小中学生がスマートフォンを持つ必要があり、教育委員会としては、ネットトラブル等の危険から、小中学生のスマートフォン所持を積極的に認めることはしない立場をとっている。先に実施している他市の取り組みを参考にしながら、いじめの早期発見につながるツールの選択肢の一つとして、アプリの効果を今年度中に検証し、導入について検討していく。今後も、子供と教師との親和的な関係を大切にし、相談しやすい環境を整えるよう努めていく。</p> <p>3点目、教育委員会として、教職員の体罰及び不適切な言動の実態を把握するため、平成24年度から体罰に関わる調査を、平成26年度からは不適切な言動に関する調査を実施している。調査方法としては、市内の全小中学校及び市立高等学校を対象に、保護者、児童生徒、教職員にアンケートを実施している。回収や集計にあたっては、情報の取扱いに配慮しつつ、学校評議員やPTA役員等が立ち会うなど、第三者を交えた客観的かつ正確な把握に努めている。平成28年度の調査結果では、体罰の件数は37件、不適切な言動の件数は43件。そのうち、懲戒処分となる事案はなかったが、教育委員会や校長から該当教員に対して、再発防止に向けた厳正な指導を行った。もとより教員は、指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、いかなる場合でも体罰や不適切な言動は許されるものではない。今後についても、引き続き、体罰等の禁止の通知、教職員課の学校訪問時における注意喚起、体罰や不適切な言動に関わるセルフチェックシートを活用した倫理研修の実施等を行う中で、子供と教職員が良好な人間関係を築けるよう学校体制を推進していく。</p>

質問	答弁
<p><b>3 自転車やオートバイを活用した街づくりについて</b></p> <p>国は「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を改訂し、全国各地で環境整備を推進している。</p> <p>今年5月には自転車活用推進法が施行され、交通体系における自転車交通の役割の拡大や交通安全の確保が基本理念として掲げられ、取り組みの加速を期待している。</p> <p>オートバイについては国産バイクの発祥の地「バイクのふるさと浜松」として産業振興と、二輪関係団体や国、地方自治体で構成された「バイク・ラブ・フォーラム」に参加する自治体として、二輪車交通安全活動のあり方や、二輪車の市場活性化などについて議論を進めている。そこで、以下の3点について伺う。</p> <p>(1) 自転車等駐車場条例の一部改正について</p> <p>駐車できる車両を原付2種 125cc以下とする条例の一部改正について、初登壇の平成23年11月議会を皮切りに建設消防委員会などで提言を続け、条例改正を検討していきたいとの答弁を得たが、未だ実施されていない。バイク・ラブ・フォーラムのロードマップの推進項目の記載事項でもあるが、対応について伺う。</p> <p>また、自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドラインでは、路上自転車等駐車場や商店街に小規模自転車等駐車場の整備などを求めているが本市の対応を伺う。</p> <p>(2) シェアサイクルの導入等自転車の活用促進について</p> <p>自転車活用推進法の基本方針にシェアサイクル施設の整備とあるが、シェアサイクル大手企業モバイクは札幌市で市内のコンビニやドラッグストアなどに数百カ所の駐輪場を設置し、数千台の自転車を貸し出す</p>	<p><b>3 (1) (2) (3)横山土木部長</b></p> <p>1 点目、市では、条例改正に向けて、まず必要な駐車スペース確保のための整備を平成28年度まで実施してきた。その結果、50cc以下の原付の駐車が、JR浜松駅周辺以外に、JR天竜川駅、JR高塚駅、JR舞阪駅、遠鉄上島駅に設置されている。しかし、依然としてJR浜松駅周辺の駐車場は利用者が多く、50cc以下の原付の駐車場に自転車駐車場に入りきらない自転車が駐車され、現状では原付の駐車場が飽和状態になっている。今後、新たな自転車等駐車場の整備が難しいことから、本年12月には、有料化を含めた既存施設の効率的な運用と管理水準の向上を図るために、庁内関係部局で構成する自転車等駐車対策検討会の設置を予定している。この検討会では、一般社団法人日本二輪車普及安全協会や浜松自転車協会、地元自治会などの有識者から意見聴取を行い、駐車可能車両についての条例改正やバス停、商店の店先などへの小規模自転車等駐車場の整備についても検討していく。</p> <p>2 点目、シェアサイクルは、スマートフォン等を利用したレンタサイクルの新しい形態のひとつであり、中国でブームとなり、海外で多く導入されている。国内においても、東京都内等大都市を中心に導入が進められている。特長は、利用時間が自由であること、貸出返却箇所が多くあること等により、利便性に優れており、今後、さらに増加していくものと考えられる。本市では、浜松市自転車走行空間等整備計画の理念のもと、「ファンサイクルシティ浜松」の実現に向けた整備目標の1つである利便性が高い移動環境・システムづくりを進めている。シェアサイクルは、目標実現のために有効なシステムと考えられることから、実態を把握するため、先進事例の現地調査を実施したところ。本事業は、民間事業者が主体となることから、駐輪場の管理等の課題を整理、分析するとともに、関係課と連携を図り、調査、研究を進めていく。また、「はままつペダル」の利用状況については、平成29年1月から実証実験を開始し、9月末現在で1日当たり平均約12件の利用があり、徐々に利用者が増えている。天竜浜名湖鉄道のレンタサイクルは、5箇所を実施、本年度上半期において1日当たり平均約10件の利用があり、昨年度に比べ倍増し、自転車利用への関心が高まってきているものとする。</p> <p>3 点目、まず、市内における自転車事故による死傷者数の状況は、平成26年1,214人、平成27年1,134人、平成28年1,037人と減少傾向にある。平成28年の年代別負傷者については、高校生が最も多く、次いで65歳以上となっている。こうした状況を踏まえ、市としては、これまで、安全運転意識の向上に向け、警察、交通安全協会、高校等と連携し、主要交差点等において、</p>

質問	答弁
<p>計画があり、年内にも政令指定都市を中心に国内10カ所程度に広げる方針という。本市や公共交通事業者がサイクル&amp;ライド促進に向けてバス停や電車の駅付近に設置を進めている駐輪場にシェアサイクルを設置すれば、公共交通機関の利用促進や、渋滞解消、CO<sub>2</sub>削減など、効果が出るを考える。導入については関係課と調整を図り調査・研究を進めるとのことだが、早期に導入をすべきと考えるがどうか伺う。また、JR浜松駅高架下の「はままつペダル」や天竜浜名湖鉄道の駅などで実施しているレンタサイクルの利用状況について伺う。</p> <p>(3) 自転車の交通安全対策について 自転車活用推進法の基本方針には、ハード対策の他、交通安全に係る教育及び啓発や自転車安全に寄与する人材の育成及び資質の向上が掲げられるなどソフト面の対応強化が求められている。本市も交通事故が多い場所などを重点整備モデル路線として整備するなどハード面の対策は進めているが、ソフト面の対策をどう強化するのか伺う。</p> <p><b>4 税外収入の確保について</b> 「地方交付税」から学ぶ地方財政講座を受講した。 講義では自治体財源の確保として、使用料など受益者負担の適正化や徴収率の向上、基準財政収入額に影響しない広告収入などの税外収入の確保が有効だと聞いた。自治体の広告収入の調査では、人口5万人以上の都市の9割が実施し、5年間で5倍以上に収益が増加し、広告媒体もホームページのバナー、広報紙、封筒などの他、職員の給与明細書、自治体指定ゴミ袋、母子健康手帳、学校給食献立表など、あらゆる媒体や手段を使って広告収入を得ていることを確認した。職員の創意工夫により収入をふやし、自部門のサービス向上が期待できる。 また、ネーミングライツも大きな効果が</p>	<p>広報、啓発を行うとともに個別指導も併せて実施している。また、走行中の危険等を疑似体験できる自転車シミュレーターなどを活用した年代別の交通安全教室の開催にも積極的に取り組んでいる。また、自転車活用推進法の基本方針に掲げられている自転車の安全な利用に寄与する人材の育成等ソフト面の対策については、今後、庁内に（仮称）自転車活用推進連絡会を立ち上げ、自転車活用推進計画を策定する中で検討していく。</p> <p><b>4 松原財務部長</b> 平成28年度の本市における税外収入の主な取組み実績は、市有財産活用の観点では、本庁舎駐車場や自動販売機の設置、太陽光発電事業のための小中学校の屋根の有償貸付などに取り組み、約5,400万円の収入があった。また、広告収入では、公式Webサイトのバナー広告や庁内モニター広告、歩道橋のネーミングライツなどに取り組み、約1,490万円の収入があった。課題は、近い将来、生産年齢人口の減少に伴い、税収の確保が困難となることが見込まれ、依存財源に頼らない市独自の財源確保を図るためには、ネーミングライツをはじめとした既存手法の拡大はもちろんのこと、新たな資金調達方法の導入に努めていくことが重要となる。今後については、平成30年度予算の編成方針に基づき、市税はもとより国庫補助負担金等も含め、より一層の歳入確保を徹底するとともに、クラウドファンディングや更なる広告媒体の開拓など、新たな資金調達手法の積極的な利活用を検討し、あらゆる角度から市独自の財源確保に努めていく。</p>

質問	答弁
<p>あると報告されたが、先日の総務委員会でネーミングライツのガイドライン策定について報告されたが、可能な限りネーミングライツを進めるべきと考える。そこで、税外収入の確保について、実績と課題及び今後の進め方を伺う。</p> <p><b>5 浜松版スマートシティについて</b></p> <p>本市は浜松市エネルギービジョン推進計画に基づき、エネルギーの地産地消、エネルギー自給率の向上等を目指している。また、浜松版スマートシティの担い手として官民連携で(株)浜松新電力を立ち上げ、本市のエネルギー政策との連携を図っている。そこで、以下の2点について伺う。</p> <p>(1) 浜松新電力への切り替え効果について</p> <p>平成 28 年度決算において公共施設に係る光熱費が大幅に減少した理由は浜松新電力への切り替えによる電気料金削減と説明されたが、削減効果について伺う。また、将来的に民間への売電も見据えているが、まずは自治会保有施設等の公共的な施設の経済的な施設運営に向けて、浜松新電力への切り替えや電力買い取りなどを進めてはどうかと考えるが伺う。</p> <p>(2) 自治会保有施設等の省エネ機器への交換促進について</p> <p>自治会保有防犯灯のLED化が、平成 29 年度末で完了の見込みだが、省エネ効果について伺う。</p> <p>また、エネルギービジョンでは公共施設の省エネ化推進のため、照明設備のLED化や空調の高効率化など、投資効果の高い省エネ改修を実施するとしているが、防犯灯のLED化終了後、自治会保有施設の照明やエアコンなどの改修促進に補助金を拡充してはどうかと考えるが伺う。</p>	<p>答弁</p> <p><b>5 (1)佐藤産業部長</b></p> <p>浜松新電力は、市内の太陽光発電や清掃工場のバイオマス発電の約 16,000 kWの再生可能エネルギーを調達し、公共施設や企業等に電力を供給している。電力小売全面自由化が始まった平成 28 年 4 月に 40 の公共施設への供給からスタートし、現在は、小中学校全校をはじめ、約 170 の公共施設が電力の供給先となっている。新電力へ電力を切替えた施設の電気料金の削減額は、昨年度実績で年間約 2,500 万円に上っている。浜松新電力の供給電源は、太陽光発電など再生可能エネルギーが中心であるため、学校など主に昼間電力を使う需要家が供給先となっている。現状では、平日の電力需要は多いものの土曜、日曜日に電力需要が減少するという課題もある。ご指摘の自治会保有施設については、土曜、日曜日の利用が多いこともあり、需要の不均衡是正にもつながることから、今後、各自治会に対し集会所への電力供給を働きかけていく。なお、小規模な太陽光発電からの電力調達については、2019 年問題など今後の動向を見極めながら検討していく。</p> <p><b>5 (2)山下市民部長</b></p> <p>2 点目、本市では、環境負荷と維持管理コストの軽減を図ることを目的に、平成 25 年度から、自治会が所有する防犯灯のLED化を集中的に進めていて、計画最終年となる今年度末には、ほぼすべての防犯灯がLED化される見通し。防犯灯のLED化による省エネ効果は、従来、市内に多く設置されていた蛍光灯の防犯灯を、補助対象となるLED灯に更新した場合、消費電力量は 6 割程度削減されている。次に、自治会が所有する集会所の照明のLED化や空調機器の取替えについては、これらは、自治会集会所整備費補助の対象となっていて、平成 28 年度には、5 件の空調機器の取替工事に補助金を交付した。自治会集会所の照明のLED化や空調機器の取替えは、環境負荷を減らすとともに、自治会が負担する電気料金の削減につながる。今後引き続き、積極的な制度の活用について、自治会に働きかけていく。</p>